

議案第12号

西脇市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

西脇市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

高松地区農業集落排水処理施設及び黒田庄北部地区農業集落排水処理施設を廃止し、公共下水道に統合するため。

西脇市下水道条例等の一部を改正する条例

(西脇市下水道条例の一部改正)

第1条 西脇市下水道条例(平成17年西脇市条例第141号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(終末処理場の名称等) 第1条の2 (略)			
名称	処理場の位置	処理場の位置	処理区域
黒田庄浄化センター	西脇市黒田庄町喜多1321番地	西脇市黒田庄町喜多1321番地	黒田庄町喜多、黒田庄町大門、黒田庄町津万井、黒田庄町福地、黒田庄町岡、黒田庄町門柳、黒田庄町石原、黒田庄町田高、黒田庄町船町、黒田庄町小苗、黒田庄町黒田、黒田庄町前坂の一部

(西脇市生活排水処理施設条例の一部改正)

第2条 西脇市生活排水処理施設条例(平成17年西脇市条例第143号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第2条関係) 処理施設の名称等			
名称	処理場の位置	処理場の位置	処理区域
	(削る)	西脇市高松町402番地	高松町(一部を除く。) 野村町の一部
	(略)	(略)	
	(削る)	西脇市黒田庄町船町771番地	黒田庄町石原の一部 黒田庄町田高 黒田庄町船町 黒田庄町小苗 黒田庄町黒田の一部
	(略)	(略)	

(西脇市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市下水道事業の設置等に関する条例(平成20年西脇市条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

		改	正	後
		改		前
(経営の基本) 第3条 (略)				
2	農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。			
3	(1) (略)			
	(2) 計画区域面積		120ヘクタール	
	(3) 計画処理人口		<u>6,120人</u>	
(経営の基本) 第3条 (略)				
2	農業集落排水事業の処理区域、計画区域面積及び計画処理人口は、次のとおりとする。			
3	(1) (略)			
	(2) 計画区域面積		67ヘクタール	
	(3) 計画処理人口		<u>2,930人</u>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。